

東京大学大学院数理科学研究科 准教授 公募要項

1.	職名及び人数	准教授 若干名
2.	採用予定日	2024年4月1日 以降のなるべく早い時期
3.	契約期間	期間の定めなし
4.	試用期間	採用された日から6月間
5.	就業場所	大学院数理科学研究科（東京都目黒区駒場3-8-1）
6.	専門分野	とくに問いませんが、応募資格を参照してください。
7.	業務内容	1) 学部前期課程（1, 2年生）の数学の講義と演習 2) 学部後期課程（3, 4年生）・大学院の専門科目の講義と演習 3) その他大学院数理科学研究科における教育・研究業務等
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、 本学の定めるところによる。 参考 東京大学の職員給与について https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400191076.pdf の7ページから
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	1) 着任時期までに博士の学位を取得していること 2) 学部前期課程（1, 2年生）の数学講義、本研究科大学院専門科目の講義並びに大学院生の指導ができること
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html からダウンロードし作成してください。） ※研究上使用している名前が別にある場合には、特記事項にその旨を書いてください。 2) 論文一覧表（主要論文3編に丸印を付けてください。） 3) 論文（プレプリントも可）のPDF、5編以内 4) これまでの研究内容を説明する文書 5) 研究計画書（大学院における教育・研究指導についての抱負をA4版1枚以内で付け加えることができます。） 6) 応募者の業績について照会できる方3名の氏名と連絡先 7) 外国人の場合、日本語の能力を証明できる書類または推薦状（日本語での教育ができることを条件とします。） 8) ダイバーシティ推進についての抱負 （ご自分の経験と関連させて書いてください。数理科学研究科では、「ハラスメントのない数理、数学科を」 https://www.ms.u-tokyo.ac.jp/news/h_sengen.pdf にあるとおり、よりインクルーシブな環境を作ることが大切と考えています。また、東京大学では、「ダイバーシティ&インクルージョ

		ン宣言」 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/di01.html を定めています。)
15.	提出方法	応募書類一式は、すべての提出書類を1つのファイルに圧縮(zip形式など)した上でGoogleフォーム https://forms.gle/i2zvKwYrvV9AtYVU7 にアップロードしてください (Google アカウントが必要です)。ファイル名は、応募者名.zipと してください。同時に email: math-application(AT)ms.u-tokyo.ac.jp [(AT)を@に変えてください] に電子メールで連絡してください。Googleフォームへのアップロードができない場合には、上記メールアドレスへのメール添付でお送りください。 いずれの場合もメールの件名は「准教授応募」としてください。 ※2～3日以内に当方からの受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16.	応募締切	2023年6月23日(金)正午必着 締め切り時刻を過ぎた応募は受け付けませんので、ご注意ください。
17.	問い合わせ先	〒153-8914 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院数理科学研究科 e-mail: math-application(AT)ms.u-tokyo.ac.jp [(AT)を@に変えてください]
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産休育休や病気、介護等での休業期間について、履歴書に記載があれば考慮します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。